

(公財)練馬区文化振興協会
舞台芸術支援事業 応募要領
平成28年度後期

(公財)練馬区文化振興協会では、高度な内容を持った舞台芸術を鑑賞する機会を増やし、区民文化の向上を図ることを目的として、練馬文化センターおよび大泉学園ゆめりあホールで行われる公演の支援を行います。

事業の支援を希望される方は、以下の要領でお申し込みください。

1 支援内容（審査により、可否およびA・B支援を決定します）

A支援	① 情報誌「アンコール」への掲載、チラシ配布による広報協力 ② ホール施設使用料の補助 ※ 公演当日のホール使用時間帯枠のみが対象となります。 ※ 付帯設備使用料や楽屋・リハーサル室等の使用料、超過等に伴う追加費用は補助対象外となります。 ※ 利用日に関わらず、平日使用料の一日分を上限とします。
B支援	① 情報誌「アンコール」への掲載、チラシ配布による広報協力 ※ 情報誌は毎月1万部を区立施設・駅等で配布しています。

2 対象となる団体

- (1) 継続的に活動している団体で、事業に関して十分な実績を有すること。
- (2) 計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること。
- (3) 所在の明確な事務所を有し、一般からの電話等による問い合わせ、協会との相互連絡等に良好に対応できる団体であること。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的としない団体であること。
- (5) 事業を行うにあたり、練馬区民を無料で招待する等練馬区民の鑑賞の機会の増加または区民文化の向上および振興に寄与する提案をしていること。

3 対象となる公演内容

- (1) **平成28年10月1日から平成29年3月31日**の期間に練馬文化センターまたは大泉学園ゆめりあホールで行われる公演。（申請時点で、公演会場として利用する施設の利用承認を得ていること）
- (2) 鑑賞されることを目的として行われる、高度の内容をもった舞台芸術等で、練馬区の文化芸術の振興に寄与すると認められるものであること。
- (3) 一般を対象にしたものであること。

- (4) 出演者、演目等一般周知に必要な事業内容が明確であること。
- (5) 有料入場の事業であること。
- (6) 特定の政治的または宗教的目的を有しないものであること。

※対象外公演（例）・・・◆ピアノ・バレエ・カラオケなどの各種発表会

- ◆講演会、式典
- ◆特定の会員のみを対象とした公演
- ◆協会の登録団体活動補助を受けている公演

4 提案事項について

申請にあたり、当該事業に関して、練馬区民の招待など練馬区の文化振興に貢献できると考えられる提案をしてください。なお、この提案事項については全て申請者の責により実施していただきます。

5 申請・締切

以下の必要書類に必要事項を記入し、(公財)練馬区文化振興協会(練馬文化センター内)あてに提出してください。

(1) 必要書類

- ① 舞台芸術支援事業申請書
- ② 所定の事業計画書
- ③ 施設利用承認書のコピー
- ④ 過去の公演実績を示す参考資料（チラシ・プログラムなど）

※ 内容等について、申請後にお問合せする場合がございます。

(2) 締切

窓口の場合は、平成 28 年 6 月 10 日(金)午後 5 時まで。

郵送の場合は、6月10日(金) 必着。

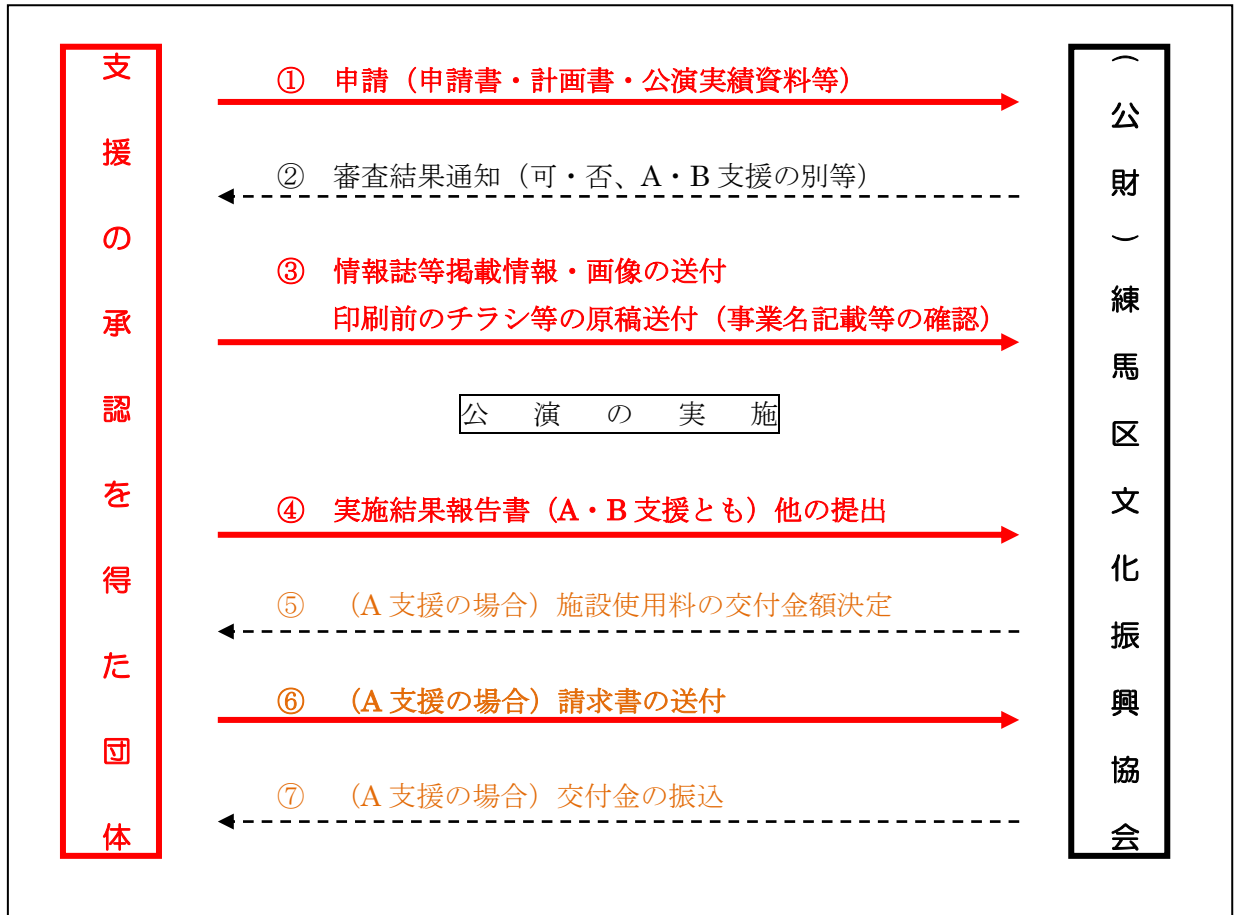
6 審査・結果通知

- (1) 支援の可否および A・B 支援の別は、申請書類等を審査して決定します。
- (2) 審査結果は、平成 28 年 7 月上旬に郵送にて通知します。

7 その他

- (1) 支援が決定した公演（A・B 支援とも）は、宣伝物(チラシ等)やプログラムに「(公財)練馬区文化振興協会 舞台芸術支援事業」の名義を記載していただきます。
- (2) A・B 支援ともに、事業実施後に報告書等を提出していただきます。なお、A 支援の場合は報告書の受領後に、交付金額を決定し申請者に交付します。
- (3) 申請は 1 団体につき、年度内 1 事業までとします。

8 申請・通知等の流れ



9 受付・問合せ

(公財)練馬区文化振興協会

支援事業係 舞台芸術支援事業担当

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-37 (練馬文化センター内)

☎ 03-3993-3311 (土・日・祝日、年末年始を除く9時~17時)